

# 離島振興の基本的方針

## 1 本県離島地域の概況

鹿児島県は、南北約600kmにわたる温帯から亜熱帯までの広大な県域に、28の法指定有人離島を有しており、うち離島振興法に基づく離島振興対策実施地域となる離島が20島、奄美群島振興開発特別措置法が適用される離島が8島です。

本県の離島は、火山あるいは隆起によって生じたもので、外海・内海離島、小型大型離島、群島型離島とその形態は多様です。

また、本県は、離島面積(2,482km<sup>2</sup>)、離島人口(149,620人)及び市町村数が全国第1位、有人離島数が長崎、沖縄、愛媛県に次いで全国第4位となっており、全国有数の離島県といえます。

表1 鹿児島県離島の全国の離島に占める位置

区分	鹿児島県離島(A)			全国離島(B)	A/B(%)	全国順位	時点
	一般離島	奄美	計				
有人離島数	20	8	28	303	9.2	4位	R4.4.1
市町村数	10	12	22	142	15.5	1位	R4.4.1
面積(km <sup>2</sup> )	1,243.04	1,231.11	2,474.15	7,618.44	32.5	1位	H27.10.1
人口(人)	45,339	104,281	149,620	572,593	26.1	1位	R2国調

※ 離島振興対策実施地域を有する都道府県は、26都道府県

※ 一般離島: 離島振興法の適用される離島

※ 奄 美: 奄美群島振興開発特別措置法の適用される離島

※ 全国離島: 離島関係特別法の適用される離島(一般離島, 奄美, 小笠原, 沖縄(本土を除く))

※ 面積について、本県の新島及び馬毛島については含まれていない。

## 2 離島地域の現状と課題

### (1) 人口

本県離島の人口は、長期的に減少傾向が続いています。昭和30年と令和2年の人口の推移をみると、全国の人口は約4割増加しているのに対し、本県離島は6割以上も減少しており、県全体の人口推移と比べても著しい人口減少となっています。

また、高齢化率は38.5%で、全国の28.6%と比べても極めて高くなっており、離島地域は全国に約20年先行して高齢化が進んでいます。

表2 離島地域と本土との比較（人口推移）

（単位：千人，％）

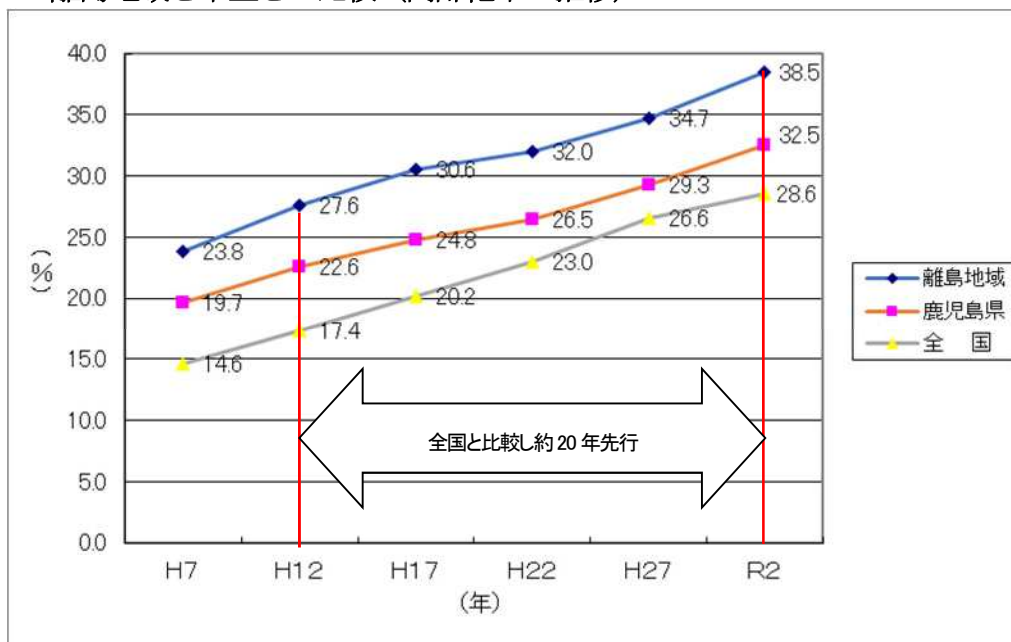
区 分	S30	H27	R2		
	実数	実数	実数	対H27 増減率	対S30 増減率
離島地域	117	49	45	▲ 8.1	▲ 61.3
鹿児島県	2,044	1,648	1,588	▲ 3.6	▲ 22.3
全 国	89,276	127,095	126,146	▲ 0.7	41.3

※ 国勢調査による人口

※ 千人未満の数値を反映しているため、計算が合わない場合がある。

※ S30離島地域人口には、現在は離島振興対策実施地域の指定解除となっている伊唐島・諸浦島・長島の人口を除外している。

表3 離島地域と本土との比較（高齢化率の推移）



## (2) 産業

離島地域の就業者の産業別構成は、全国と比較すると、第1次産業の占める割合が多く、とりわけ農業の占める割合が極めて高くなっています。

表4 離島地域と本土との比較（産業分類別就業者数）

（単位：千人，％）

区 分	本県離島地域		鹿児島県		全国	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
第1次産業	5	21.7	61	8.3	1,963	3.4
農業・林業	5	19.1	57	7.7	1,831	3.2
(農業)		0.0	55	7.4	1,770	3.1
(林業)		0.0	2	0.3	61	0.1
漁業	1	2.6	5	0.6	132	0.2
第2次産業	3	12.6	139	18.8	13,259	23.0
第3次産業	16	65.6	525	71.1	40,679	70.6
分類不能	0	0.2	13	1.8	1,742	3.0
合 計	24	100.0	738	100.0	57,643	100.0

※ 市町村調べ，R2国勢調査

※ 小数点以下(千人未満)を反映しているため，計算が合わない場合がある。

## (3) 物価

離島地域の物価を本土と比較すると、全体的に県本土地域より高くなっています。

表5 離島地域と本土との比較（消費者物価地域差指数）

鹿児島地域=100

区 分	総 合	石油製品	穀類	生鮮食品	加工食品	飲 料
離島地域	107.2	109.8	108.1	108.3	125.7	114.1
県本土地域	98.7	100.6	98.2	100.5	104.9	97.4
県平均	99.7	101.6	99.4	101.3	107.3	99.3

※ R3年度 県消費者行政推進室調べ

※ 離島地域は、熊毛・奄美地域を指す。

## (4) 一人当たりの所得

離島地域の人口一人当たりの所得については、県全体との比較では185千円程度、全国との比較では808千円程度、それぞれ低くなっています。

表6 離島地域と本土との比較（一人当たりの所得）

（単位：千円，％）

区 分	人口一人当たりの所得	
	実額(千円)	水準
離島地域	2,373	92.8
鹿児島県	2,558	100.0
全 国	3,181	124.4

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 離島地域は、種子島、屋久島、南西諸島、奄美群島を指す。

※ 水準は鹿児島県を100とした場合の数値

### （5）総括

本県の離島地域は、そのほとんどが外海にあり、台風常襲地帯に位置するなど厳しい自然条件下にあり、人口減少や高齢化の進行等による地域社会の活力の低下、産業経済の停滞、生活基盤整備など本土との諸格差の問題に加え、生活物資が島外から輸送されるため、その輸送経費が価格に加算されることに伴う物価高騰など、経済面でも、不利な条件下にあります。

一方、離島地域は、各島の特色ある自然、文化、伝統、多様なコミュニティを有し、離島地域に継続的に関わりを持つ関係人口の出現やオンライン診療等の ICT 技術の活用、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用等、新たな動きも生じてきていることから、個性ある地域として大きく発展する可能性を持つまさに鹿児島の宝です。

また、離島地域は、排他的経済水域等の保全など国家的役割を有するとともに、豊かな自然や癒しの特性などを通じて国民生活の充実に貢献しており、そうした国家的・国民的役割が、今後とも適切に図られるよう地域の振興を図っていく必要があります。

## 3 離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（国）

令和4年11月に成立した新たな離島振興法では、離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用が追加されたほか、目的規定に「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点が追加され、離島振興の基本理念や離島振興のために必要な施策の策定・実施、離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及び必要な情報の提供その他の援助に努める責務を都道府県が有する旨が明示されるとともに、国が定める離島振興基本方針には以下のように5つの「離島振興の方向」が示されています。

- ① 基本的な方向（自立的発展の促進, 生活の安定, 福祉の向上, 地域間交流の促進）
- ② 離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組
- ③ 多様な主体による地域づくり
- ④ 圏域の考慮
- ⑤ その他の配慮事項

## ① 基本的な方向

離島地域において、定住の促進等を図っていくためには、その基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策の推進が必要である。このため、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の交流の促進という4つの観点から、離島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の離島の実情を考慮しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。

### (ア) 自立的発展の促進

離島地域の自立的発展には、島民及び定住を希望する UJI ターン者の雇用機会を確保することが重要であることから、離島の地理的及び自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

また、離島の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、島民の島への愛着や誇りを醸成する。

さらに、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材を創出・拡大することで、地域づくりの担い手不足への対応や離島の活性化を図る。このような島外人材が住民と協働することにより地域の発展につなげるほか、将来的な移住者の増加にもつながることを目指す。

### (イ) 生活の安定

島民生活の安定のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化並びに社会的サービスの維持を図るとともに、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい離島の形成を目指す。

このほか、島民及び来訪者が安心して島内での生活や活動等を行えるよう、災害時における離島の孤立防止に必要な防災対策を講じ、災害に強い地域づくりを推進する。

また、離島地域においても環境負荷を低減した地域社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、他地域とのエネルギーの利用に関する条件の格差の是正、島民生活の利便性の向上、産業振興等を図るためのエネルギーに関する対策を推進する。その際、それぞれの離島地域の実情に応じて再生可能エネルギーを効果的かつ効率的に活用する観点から、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進する。

さらに、人口の減少や高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図る。

### (ウ) 福祉の向上

高齢化が進展している離島地域の現状を踏まえるとともに、多様な方々が離島に住み続けられるよう、介護サービスや障害福祉サービスの確保及び充実を基軸とする高齢者福祉の増進を図る。

また、安心して子育てができる環境整備を推進することにより、子育て世代の定住を促進する。

### (エ) 地域間交流の促進

離島に対する国民の理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、離島地域の産業振興及び I ターン者の増大につながることから、離島と本土又は離島同士の交流及び連携を推進する。

また、交流人口にとどまらず、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材の創出・拡大を推進する。

## ② 離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

離島地域が創意工夫を生かし自立的発展を遂げていくには、地域固有の資源を活用していくことが有効である。このため、離島地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直すなど、新たな地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努めていく。

また、離島地域の農林漁業者が加工業、観光業等の関連する業種と連携し、地域資源の付加価値を向上させる取組を促進することなども必要である。

なお、これらの取組を推進する際には、就業者が複数の仕事により所得を確保するという就業形態が有効であることや、島民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要である点に留意が必要である。

このほか、離島の魅力や役割を広く国民に理解してもらうため、島民のほか来訪者を通じた情報発信に努めるとともに、地方公共団体においては離島地域のニーズに応じた振興施策等が講じられるよう島民と行政との意見交換の場を設けるなど、信頼関係の確保に努めることが重要である。

## ③ 多様な主体による地域づくり

離島地域では人口減少や高齢化を始めとする経済社会情勢の変化が進展し、医療、福祉、地域交通等の社会サービスの確保が困難になる一方、これらのサービスにおいては従来以上のきめ細かな対応が求められている。このため、行政だけではなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組を推進する。その際、離島地域が抱える課題の内容に応じ地域を越えた連携や支援を推進することも重要である。

さらに、離島地域の住民が減少傾向にある中、離島地域と継続的な関係を有する関係人口は、離島地域の地域づくりにおいては重要な役割を担うことが期待される。

多様な主体の活動を促進し、その活動成果をより有効なものとするには、行政を含む各主体との調整、技術的な支援等を担う中間的な支援組織が必要となる場合もあることから、これらの組織が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進する。

## ④ 圏域の考慮

離島は、本土との距離により近海及び遠海の別、離島の構成により群島型及び孤立型の別に分類できるなど、その地理的条件に応じて島民の生活圏は異なる。

このため、生活圏を考慮した離島振興施策の在り方を検討し、例えば、日常生活を営むために必要なサービス及び施設は各島内での確保に努めるが、高度医療の提供可能な施設等については本土又は拠点的な離島に集約するなど、圏域内における集落連携や機能分担等を踏まえた効率的な離島振興施策の推進に努める。

## ⑤ その他の配慮事項

我が国周辺海域には、エネルギー資源や鉱物資源が存在し、また、離島周辺は、その地形的特性のため豊かな水産資源を有しており良好な漁場を形成している。海上に広く展開する離島は、これらの海洋資源を開発し、利用していく上でその拠点として活用することが有効である。

## 4 離島地域の振興方針

本計画の目標を達成するために、国が定める離島振興基本方針を踏まえつつ、以下のような振興の方針のもと、本県離島における振興施策を積極的かつ総合的に推進します。

### (1) 各分野別の基本的な振興方針

#### ■ 交通体系の整備

地域産業の活性化や住民生活の利便性の向上はもとより、国内外からの観光客誘致等による交流人口の拡大や定住の促進を図るため、安全で利用しやすい港湾・空港・道路・橋梁等の整備や島内交通網の維持・充実とともに、航路・航空路の維持・改善に努めます。

高速船（ジェットフォイル）の更新については、関係機関等から情報収集を行いながら、計画的な更新を検討するとともに、国等の支援を要請していきます。

#### ■ 情報通信体系の整備

情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性の向上や他地域との交流、産業の振興を図るため、地域の特性や実情に適した情報通信基盤の整備及びその円滑な維持管理の促進を図り、住民のニーズに応じた情報通信サービスの提供を促進します。

#### ■ 人の往来と物資の流通に要する費用の低廉化

割高な水準になっている離島航路・航空路の運賃や、物資の輸送に費用が多くかかるという状況は、地域間格差の是正や定住促進を図る上で障害となっていることから、ドローン活用に向けた検討や、運賃や物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

#### ■ 産業の振興

離島地域の基幹産業である農林水産業については、各種生産基盤の整備、新規就業者や後継者の育成・確保、生産技術の向上・普及などにより、温暖な気候を生かした野菜、花き、果樹等の園芸作物、肉用牛等の畜産の生産性向上や高品質化、地域特産の魚介類のブランド化や資源管理型漁業の推進、森林の適正な整備や特用林産物の生産振興を促進するとともに、生産資材や飼料価格高騰の影響を緩和するため、自給飼料の生産拡大等を推進し、経営の安定化と所得の向上を図ります。

また、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進するとともに、離島地域の特性を生かした新規作物の導入や特産品開発、6次産業化などの高付加価値化、効率的な流通体制の整備や流通に要する費用の低廉化などを促進します。

#### ■ 就業の促進

交通ネットワークの充実、若者が地元で定着する魅力ある産業おこし、高齢者も就業しやすい雇用環境整備、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

#### ■ 生活環境の整備

地域住民や事業所等による廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルを促進するとともに、安全で安定した水の供給や公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図り、自然と共生する地域社会づくりに努めます。

また、少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、UJIターン者など、誰もが

安心して快適に暮らせる住環境の整備を図ります。

併せて、空き家の利活用による移住定住を促進するため、離島広域活性化事業等を活用した空き家改修等の施設整備による住宅の確保を促進するとともに、市町村の空き家バンク等に関する情報発信を行います。

## ■ 医療の確保等

診療所などの診療機能の充実・強化、保健医療機関相互の連携強化、医療従事者の安定的確保、ICTを活用した遠隔医療の促進、救急患者搬送の円滑化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを楽しむことができるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。

併せて、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等に努め、症状が重篤である場合等は島外へ速やかに搬送できるよう体制の整備を図ります。

また、妊婦が島外で必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

## ■ 介護サービスの確保等

高齢者が地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。また、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら支援の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた介護サービスの基盤整備を促進します。

さらに、「島内人材等の活躍促進」、「介護ロボットの導入」等の取組を通して、離島の介護人材確保に努めます。

## ■ 高齢者の福祉その他の福祉の増進

高齢者が住み慣れた地域のなかで地域の連帯意識に支えられながら充実した生涯を送るとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいきづくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。

また、障害者が社会参加できる環境づくりや障害福祉サービスが円滑に提供されるよう努めます。

少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

## ■ 教育及び文化の振興

学校規模に応じた教育内容の改善・充実を図り、遠隔教育システムの活用など、情報化・国際化社会に柔軟に対応できる青少年の育成を図るとともに、各地域の特色を生かした「離島留学」の推進、地域内に高校がない生徒の就学機会の確保に努めます。

また、教職員の適正な配置や、教職員住宅の整備、学校施設等の計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。

生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供により、いつでも自由に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や文化活動を促進します。

## ■ 観光の開発

本県離島地域の有する多様で優れた自然や多彩な歴史・文化など、特色ある観光資源を生かした個性ある観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。



また、マイクロツーリズムやワーケーションなど、新たな観光旅行を開拓し、多様な観光交流を促進します。

### ■ 国内及び国外の地域との交流の促進

農林水産業と連携した滞在交流型観光の促進、マラソン大会などの参加型イベントの開催、出身者等のネットワーク化などにより、国内外の人々との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とU J Iターン、二地域居住等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

### ■ 自然環境の保全及び再生

自然環境や生物多様性の保全に努めながら、国・市町村・民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

### ■ エネルギー対策の推進

災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギーの利活用に関する普及啓発や調査研究を促進します。

また、石油製品価格の低廉化に向けた取組を行います。

### ■ 国土保全施設等の整備その他の防災対策

台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進し、防災・減災、国土強靱化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

### ■ 移住・定住施策の促進

地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。

また、移住者の多様なくらしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

併せて、空き家の利活用による移住定住を促進するため、離島広域活性化事業等を活用した空き家改修等の施設整備による住宅の確保を促進するとともに、市町村の空き家バンク等に関する情報発信を行います。

## (2) 各地域別の基本的な振興方針

本県には、離島振興対策実施地域が7地域あり、それぞれの地域によって、地理的・社会的条件が大きく異なります。

このため、市町村計画案をもとに、それぞれの地域や島の特性に応じた基本的な振興方針を設定し、各地域の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、離島における定住の促進を目指します。

### ■ 長島地域

県本土及び天草地域等と結ぶ定期航路の維持・改善に努め、港湾・漁港や町道など島内交通網の整備を進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

日本一を誇る養殖ブリなどの水産業の振興を柱として、温暖な気候を生かした不知火（デコボン）、紅甘夏などの柑橘類とばれいしよの生産等による農業の振興を図

ります。

子どもや高齢者をはじめ、地域住民が安心して島で生活できるよう、保健医療体制の充実、学校における教育内容の改善、自然を生かした住環境の整備を促進します。少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

また、雲仙天草国立公園に指定されている優れた自然景観や、貴重な化石が発掘される地質などの資源を活用した観光振興を図るとともに、不知火海に面する天草・水俣地域との県際交流の促進などにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

## ■ 桂島地域

周辺海域が好漁場であり消費市場を近くに控えているという有利性を生かしたチリメンジャコ漁などの沿岸漁業の振興を図ります。

出水市本土から近距離にあることから、一体化した生活圏を形成し、地域住民が安心して生活できるよう環境整備を進めるとともに、恵まれた自然環境とのふれあいや釣りなどの体験型観光を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

また、本格的な超高齢社会を迎えるため、住み慣れた家庭や地域のなかで充実した生活が送れるよう、救急医療体制の充実や防災対策により、安全で住みよい地域づくりを促進します。

## ■ 甌島地域

本地域においては、SDG s・カーボンニュートラルの実現と、デジタル社会構築の理念の下、定期航路の維持・改善、道路及び港湾の整備並びに既存施設の老朽化対策の推進に努めるとともに、人口減少が進む中でも持続可能な島内生活圏の維持及び島内産業の継承・活性化を図ります。

豊かな海洋資源を生かしたキビナゴやヒゲナガエビ（タカエビ）など水産物のブランド化や養殖業の振興、農林水産業の6次産業化などによる産業振興や沿岸部の優れた景観や豊かで美しい海域などを生かした滞在交流型観光の促進を図ります。

子どもや高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健医療体制や防災体制を充実するとともに、U J I ターンの入居や地域づくり団体等への支援を進め、また、甌島国定公園に指定されている自然・景観、継承したい文化、空き家や閉校跡地など遊休資源、人材を活かしながら、交流人口の拡大、移住定住促進に官民一体となって取り組みます。

## ■ 新島地域

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図ります。

併せて、本地域は霧島錦江湾国立公園に指定され、豊かな自然環境や特色ある地形・地質を有していることから、ジオパークの取組などにおいて、地域資源の活用を図ります。

## ■ 種子島地域

県本土等と結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路など島内交通網、情報通信基盤の整備を進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

基幹産業である農業では、さとうきびやさつまいもと野菜、畜産等の複合経営が展開されており、品質向上や生産性向上とともに、後継者の育成を図ります。また、「有機農業」の普及により持続可能な農業を推進します。水産業では、トコブシ稚貝の放流や漁礁の設置等による水産資源の増大や生産・加工・流通・販売の充実を図ります。

また、「種子島宇宙センター」を有するという特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、サーフィン等の海洋性レクリエーションや黒糖づくりなどの滞在交流型観光の促進、スポーツ合宿の誘致などにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

更には、脱炭素社会に向けた取組を推進します。

## ■ 屋久島地域

県本土等と結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路などの島内交通網、情報通信基盤の整備等、災害に強いまちづくりを進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

農業では、ぽんかん、たんかん等の高品質果実生産によるブランド産地づくり、ばれいしょ、実えんどうの産地拡大、特産品開発や販売促進を図ります。水産業では、首折れサバ・トビウオ等のブランド化や水産資源の持続的な利用体制の確立、新規就業者の確保を図ります。

そして、第一次産業と観光業の連携を図り、島の魅力を最大限に発信します。

また、屋久島国立公園に指定され、日本最初の世界自然遺産にも登録された恵まれた自然環境の保全と活用を図る観点でのエコツーリズムの推進等により、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

そのほか、県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの排出が抑制された脱炭素社会の先進的な地域になるよう地球温暖化対策を積極的に推進します。

## ■ 南西諸島地域

県本土及び奄美大島を結ぶ定期航路・航空路の維持・改善に努め、港湾・漁港や道路など島内交通網の整備、情報通信基盤の高度化を進めます。また、既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

地域の基幹産業である肉用牛の振興を主体に、柑橘類、島バナナ、島らっきょうなど地域の風土にあった農産物の生産による農業振興を図るとともに、大名たけのこ、ひさかき、椿などの特産林産物の生産出荷体制の確立を促進します。

そして、安定的な出荷に向けた鮮度保持施設の整備を促進し、生産性の高い水産業の振興を図ります。

また、各種加工品や焼酎といった付加価値の高い特産品の開発や販売促進に取り組みます。

さらに、インターネットを活用した産直販売、ウェブサイトやSNS等による販路開拓、多様化する消費者ニーズに対応した商品開発を支援します。

みしま県立自然公園やジオパーク、トカラ列島県立自然公園に代表される豊かな自然環境や地域固有の歴史・文化を活用したイベントの開催、滞在交流型観光の促進、U J I ターン者受け入れのための積極的な支援策等により関係人口・交流人口の拡大や地域の活性化を図り、定住促進を目指します。

## 5 計画実現の方策

### (1) 国との連携による施策の効果的な展開

離島振興法においては、国は必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施する責務を有することが明記されています。

また、今回の改正で、県は必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施するよう努める責務を有することが明記されました。

県としては、地方財源の充実強化や離島振興関係予算などに加え、離島地域の実情に即した適切な施策や制度の確立などに関する主張や提言を行い、国の積極的な支援・協力を要請するとともに、個別の施策・事業については毎年度の予算編成を通じて適切に対応し、離島振興施策の効果的な展開を図ります。また、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に際して、離島市町村からの提案を的確に把握し、市町村と連携しながら、規制の見直しに係る働きかけを行います。

また、離島の中でも特に自然条件等の厳しい小規模離島等に対しては、国とも連携しながら、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

### (2) 市町村の広域的な連携の確保

改正離島振興法においては、県は離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及び必要な情報提供その他の援助を行うよう努める責務を有することが明記されました。

過疎化や少子高齢化が進行する離島においては、地域住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の果たす役割はますます重要になっています。

本計画には、国による各種支援制度も活用しながら、県が中心となって広域的に取り組む必要のあるものや市町村が主体となって取り組むべきものが含まれています。

こうした計画の実現を図るため、県と市町村、あるいは各離島地域の役割分担の明確化と、意見交換の場の提供等により、県と市町村及び市町村相互間の広域的な連携を図り、自主的かつ主体的な判断と責任の下、各種施策・事業の展開を推進します。

### (3) 多様な主体との連携・協働

本計画の実現のためには、行政だけではなく、地域住民やNPO、企業など多様な主体による積極的な取組が必要です。

このため、こうした多様な主体を離島の地域づくりの担い手（離島地域おこし団体）として位置付け、離島地域おこし団体の自立的・安定的活動の支援や、団体間の相互連携の推進等、行政と連携した、幅広い協働による取組を行ってきました。

離島で生まれた事業者と島内外の多様な主体により形成される広域コミュニティ内の自発的な連携により、離島地域の活性化が図られるよう、引き続きコミュニティ内の交流・連携及び離島地域の活性化を担う人材育成等を推進します。

### (4) 離島活性化交付金等事業計画の作成

本計画に基づく事業又は事務のうち、地域の活性化に資する事業を実施するための「離島活性化交付金等事業計画」を作成します。

## 6 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標とそのフォローアップ

### (1) 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

本計画における重要業績評価指標（KPI）及び成果目標の目標は以下のとおりとします。

#### 【離島振興計画における重要業績評価指標】

(1) 人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標 目標：人口の社会減が発生しない状態を実現する。
(2) 農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標 目標：農林水産業生産額を維持する。
(3) 農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標 目標：農林水産業の担い手を確保する。
(4) 創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標 目標：雇用機会の拡充を図る。
(5) 観光促進施策の効果に関する指標 目標：観光を促進し、宿泊者数を増やす。
(6) 人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標 目標：航路・航空輸送旅客数を増やす。

表7 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

区分	重要業績評価指標（KPI）	地域名	成果目標		
			現況値 ※	中間目標（R9）	終期目標（R14）
(1) 人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標	人口の社会増減 (単位：人)  ※終期目標は、社会減が発生しない状況	長島	▲8	▲4	0
		桂島	1	1	1
		甑島	▲37	0	0
		新島	0	0	0
		種子島	▲109	0	0
		屋久島	▲117	0	0
		南西諸島	▲13	9	9
		全地域計	▲283	6	10
(2) 農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標	農林水産業生産額 (単位：百万円)  ※終期目標は、現況値の維持	長島	2,594	2,594	2,594
		桂島	5	5	5
		甑島	672	721	721
		新島	—	—	—
		種子島	15,348	15,947	15,947
		屋久島	1,850	1,906	1,906
		南西諸島	469	492	492
		全地域計	20,938	21,665	21,665
(3) 農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標	農林水産業新規雇用者数 (単位：人)  ※終期目標は、現況値の維持	長島	1	1	1
		桂島	0	1	1
		甑島	1	1	1
		新島	—	—	—
		種子島	16	20	20
		屋久島	5	6	6
		南西諸島	2	2	2
		全地域計	25	31	31

区分	重要業績 評価指標 (KPI)	地域名	成果目標		
			現況値 ※	中間目標 (R9)	終期目標 (R14)
(4) 創業・事業 拡大促進施策の 効果に関する指 標	新規雇用者数 (単位：人)  ※終期目標は、 現況値の維持	長島	0	1	1
		桂島	0	1	1
		甑島	9	10	10
		新島	—	—	—
		種子島	26	30	30
		屋久島	5	5	5
		南西諸島	2	2	2
		全地域計	42	49	49
(5) 観光促進施 策の効果に関す る指標	年間延べ宿泊者数 (単位：千人)  ※終期目標は、現況値に県 観光振興基本方針における 宿泊者数の増加率（年換算 2%増）を乗じたもの	長島	2	2	2
		桂島	—	—	—
		甑島	28	33	36
		新島	—	—	—
		種子島	129	147	161
		屋久島	337	441	484
		南西諸島	5	10	11
		全地域計	501	633	694
(6) 人の往来、 交流拡大施策の 効果に関する指 標	航路・航空輸送旅客数 (単位：千人)  ※終期目標は、現況値に県 観光振興基本方針に基づく 観光客者数の増加見込み (年換算2%増)を加えた もの	長島	68	68	68
		桂島	—	—	—
		甑島	149	173	180
		新島	2	2	2
		種子島	466	564	584
		屋久島	372	458	479
		南西諸島	33	40	41
		全地域計	1,090	1,305	1,354

※現況値は、平成29年度～令和3年度の5か年の数値のうち、最大値及び最小値を除く平均値。

※甑島地域、種子島地域、屋久島地域、南西諸島地域の中間目標（令和9年度）及び終期目標（令和14年度）は、「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する県計画」において設定している令和8年度の目標値を基に、維持又は増加させる目標としています。

## (2) フォローアップ

本計画において設定した成果目標については、その達成状況について定期的に評価を行い、必要に応じて、本計画及びこれに基づく施策の見直し等を行います。

## 7 離島振興対策実施地域位置図

